

**環境予備調査結果**

(1) ルーマニア国の環境影響評価に関する法制度

ルーマニアでは 1995 年に環境保護法が制定された。翌 1996 年には、経済社会活動に対する環境影響評価 (EIA) の手続きを定めた省令が出されている。また、2001 年には、国境をまたがる事項に対する EIA に関する国際協定を批准するための法律が制定された。さらに、2002 年には EIA の手続きの枠組みを確立し、またこの手順に従うべき公的・私的プロジェクトのリストを定めるための政府決定がなされた。

なお、2003 年に総合沿岸域管理法 (Integrated Coastal Zone Management Law ; ICZM 法) が定められ、現在その施行に向けて準備作業が進められている。本法の施行により、ルーマニア政府の関係機関が協力して海岸管理をする体制が整うことになる。その中の一つとして、総合的な環境制御システムの構築等の環境関連施策も含まれているが、具体的な対応策はまだ明らかになっていない。

(2) ルーマニア国の EIA の実施手順

県レベルの事業を例に示すと、次のようになる。

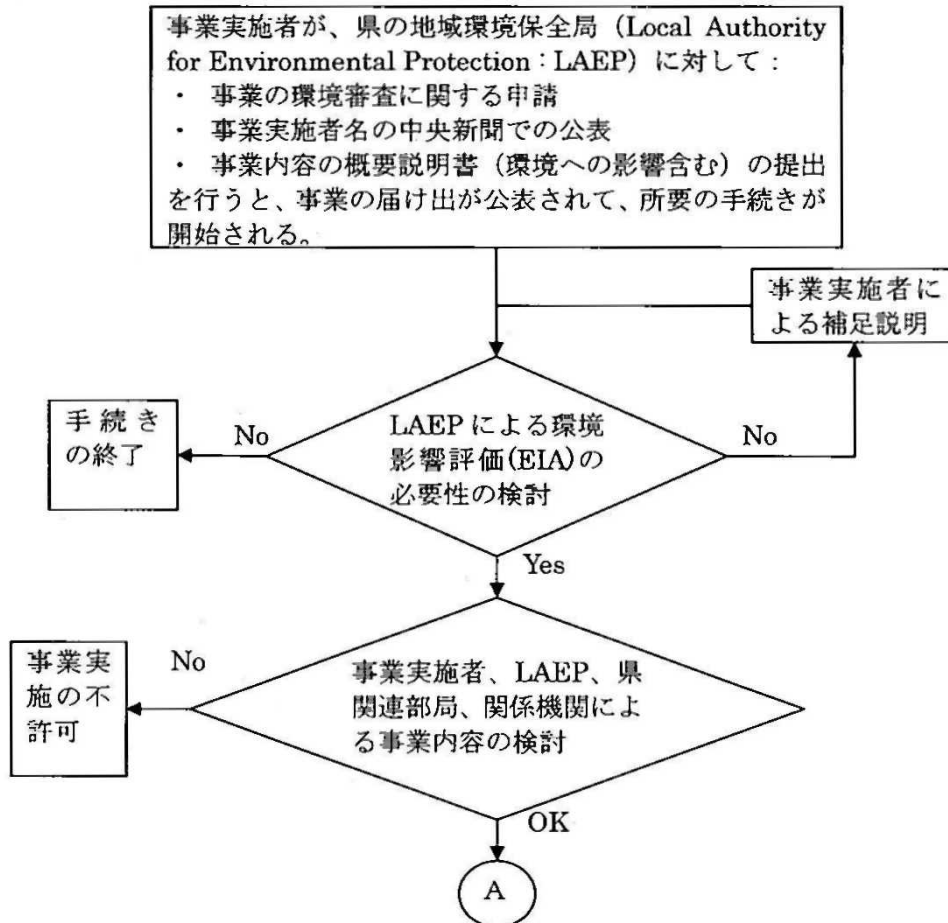


図-6-1 (1) EIA のフローチャート

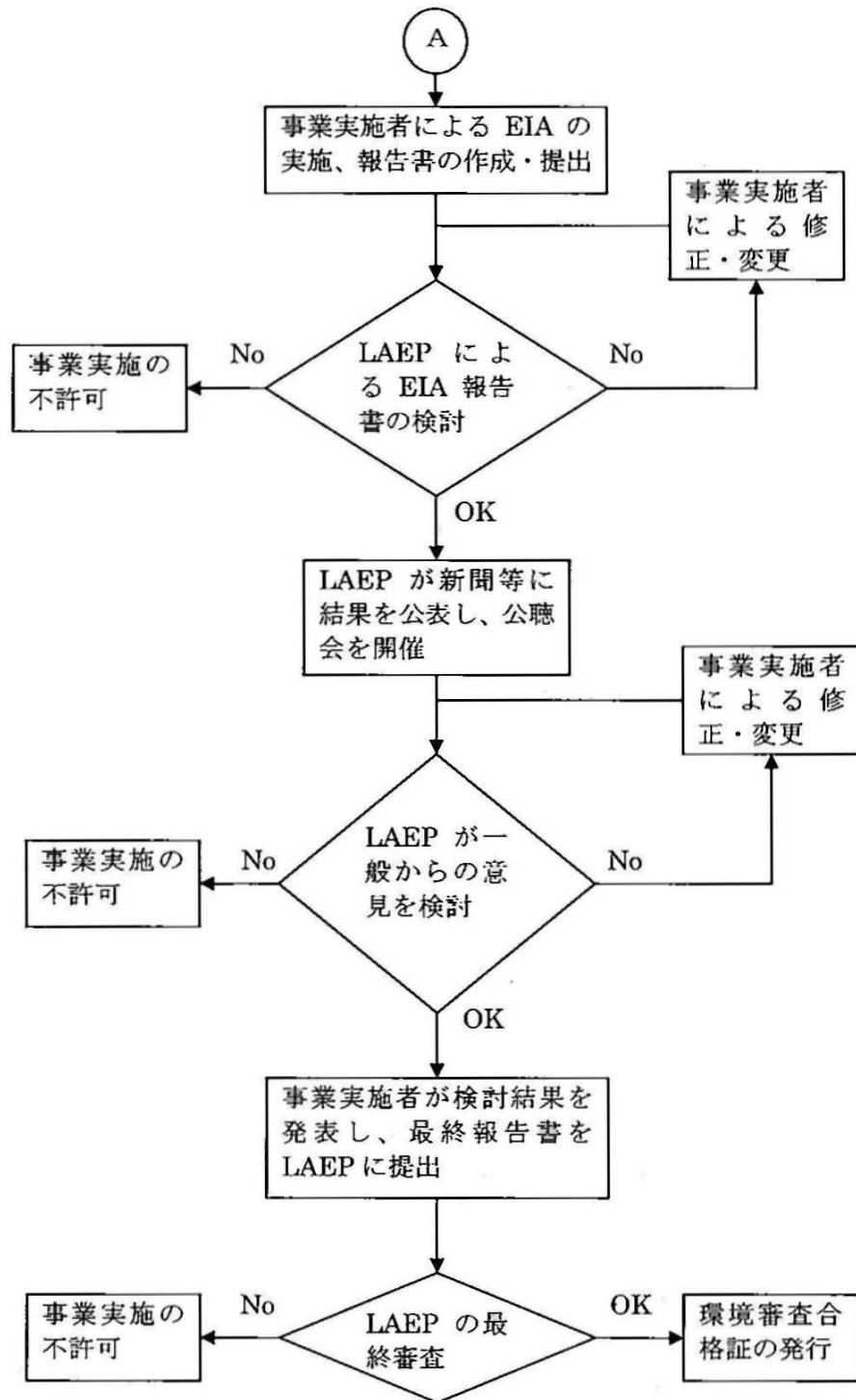


図-6-1 (2) EIA のフローチャート

(3) EIA の審査機関および必要期間

例えば、コンスタンツァ県で実施される事業に関しては、コンスタンツァ県の地域環境保全局が審査を担当することになる。しかし、審査手続きを代行する機関として、国立海洋調査開発研究所 (National Institute for Marine Research and Development ; NIMRD ; 略称 Grigore Antipa) が認められている。

過去の実施例を見てみると、この Grigore Antipa に依頼をした場合の必要期間は、2002年7月31日から2003年2月17日までの、約6ヶ月半となっている。事業の実施内容の詳細は不明であるが、黒海における海上油 (あるいは、ガス) 田の開発に関連する事業のようである。seismic survey が事業の実施項目に含まれ、EIA の対象となっている。

(4) スクリーニング及びスコーピングの結果

スクリーニング及びスコーピングは、本格調査で策定される海浜保全計画の内容が現時点では不明であるため、想定に基づいて行った。

a. プロジェクトの概要とプロジェクト立地環境

プロジェクトの概要とプロジェクト立地環境を、表 6-1-1 および表 6-1-2 に示す。

表 6-1-1 プロジェクト概要

項 目	内 容
プロジェクト名	ルーマニア黒海南部沿岸海浜保全計画調査
背 景	ルーマニア黒海南部沿岸は、海水浴場やマリナーなど屈指のリゾート地である。しかし、最近では海岸線の後退や海食崖の崩落など、海岸浸食が激化しており、環境産業への影響が問題となっている。
目 的	黒海南部沿岸の海岸浸食を防止する
位 置	コンスタンツァ県
実施機関	水利・環境省
裨益人口	不明
計画諸元	
計画の種類	養浜工および離岸堤・突堤の新設/改良
計画の性格	海岸浸食防止
養浜	陸上・浚渫砂を使った養浜
離岸堤/突堤	自然石およびコンクリートブロックによる離岸堤/突堤
関連開発	特になし
その他特記すべき事項	特になし

表 6-1-2 プロジェクトの立地環境

項 目		内 容
プロジェクト名		ルーマニア黒海南部沿岸海浜保全計画調査
社会 環境	地域住民 (居住者/先住民/計画に対する意識)	海岸背後の居住者
	土地利用 (港湾・マリーナ・観光・漁業)	沿岸域において港湾・マリーナ・観光・漁業の土地利用がされている
	レクリエーション (リゾート、海水浴等)	リゾート施設、海水浴場等がある
自然 環境	地形・地質 (急傾斜地・軟弱地盤・湿地・断層等)	平坦な砂浜が多いが、一部に岩の出た磯がある。
	海岸・海域 (侵食・堆砂/潮流・潮汐・水深等)	浸食されている海岸が多いが、一部では堆積が見られる。
	貴重な動植物・生息域 (自然公園・指定種の生息域等)	2 MaiとVama Vecheの間の海岸がタツノオトシゴの保護地域となっている
公害	苦情の発生状況 (関心の高い公害等)	特になし
	対応の状況 (制度的な対策/補償等)	特になし
その他特記すべき事項		特になし

b. スクリーニングの結果

スクリーニングの結果を表 6-1-3 に示す。このスクリーニングの結果により、環境配慮が必要な項目がいくつか確認された。